

公認スキー指導者検定規程

(公認スキー指導者検定の種類)

第1条 公認スキー指導者検定は、次の各号に掲げる2種類とする。

- (1) スキー指導員検定
- (2) スキー準指導員検定

I スキー指導員検定

(スキー指導員検定)

第2条 スキー指導員検定について、次のとおり定める。

(実施)

第3条 スキー指導員検定会は、本連盟の主催・主管で行う。

(周知)

第4条 検定会開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。

(検定員)

第5条 検定員は、本連盟教育本部長から委嘱されたA級検定員3名以上で構成する。

2 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める。

(会期)

第6条 会期は原則として3日間とし、同期日に行う。天候の状況等特別な事情を考慮し、1日予備日を設けることができる。

(会場)

第7条 検定会場は5会場を原則とし、受検者は各検定会場の内、1会場に限り受検することができる。

(検定基準・実施要領)

第8条 スキー指導員検定は、スキーの実技、理論について実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。

(受検資格)

第9条 スキー指導員検定受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。ただし、受検年度は本連盟年度とする。

(1) 受検する年度の4月1日現在21歳以上の者。

この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。

(2) スキー準指導員の資格を有し、合格年度を含めず2年以上を経過している者。ただし、資格停止者を除く。

(3) 加盟団体が主催するスキー指導者養成講習カリキュラム(以下「養成講習」という。)を検定会までに修了し、養成講習修了報告書または所属加盟団体によって証明された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は3か年とする。養成講習の内容は別に定める。

(特別推薦による受検)

第10条 技術選手権を除く全日本選手権(マスターズ、ジュニアを除く)、FIS公認大会及び国体等の競技会において、3回以上入賞した者は、スキー準指導員資格を有していなくても、加盟団体長の推薦により特別推薦書を本

連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て、当該年度のスキー指導員検定会の受検手続きを行い、検定会で受検することができる。なお、特別推薦書の提出期限は受検する年度の10月末日までとし、入賞大会名、種目、順位を付記し、その証明書類及び当該年度の会員登録証明書類を添付して提出する。

- 2 オリンピック出場者は、スキー準指導員資格を有していなくても、加盟団体長の推薦により特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て、当該年度のスキー指導員検定会の受検手続きを行い、検定会で受検することができる。なお、特別推薦書の提出期限は受検する年度の10月末日までとし、出場大会名、種目を付記し、その証明書類及び当該年度の会員登録証明書類を添付して提出する。

(合格者の手続)

第11条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果報告及び発表)

第12条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。

- 2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。

(特別推薦による合格)

第13条 外国の国家検定教師の資格者又は日本プロスキー教師協会(S I A)のアルペンスキー・ステージⅣとして10年以上常勤した者は、本連盟会員登録後、加盟団体長の推薦により特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スキー指導員の資格を取得することができる。なお、特別推薦書の提出期限は3月末日までとし、既得資格のライセンス証(写)、を添付し提出する。

II スキー準指導員検定

(スキー準指導員検定)

第14条 スキー準指導員検定について、次のとおり定める。

(実施)

第15条 スキー準指導員検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管で行う。

- 2 加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と共同主管で開催することができる。

(申請)

第16条 スキー準指導員検定会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場及び立会予定責任者並びに予定主任検定員を本連盟に提出し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場及び立会責任者並びに予定主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場合は、可及的速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。

(公示)

第17条 スキー準指導員検定会の開催要項は、主管加盟団体が公示する。

(検定員)

第18条 検定員は、主管加盟団体長から委嘱されたA級検定員を含むB級以

上の検定員資格を有する者3名以上で構成し、その中に本連盟教育本部専門委員またはスキー技術員1名以上を含まなければならない。

(実施回数、会期)

第19条 スキー準指導員検定会は、同一年度内において、実技と理論試験を1回ずつ実施することを原則とし、受検者数の多いときは回数を増すことができる。

2 同一年度内の受検は、共同主管または他の加盟団体へ委託の場合も含めて、1回に限るものとする。

3 会期は原則として3日間とし、受検者数の多少、天候の状況、その他特別の事情があるときは変更することができる。

4 本連盟加盟団体の全日本学生スキー連盟の主管によるスキー準指導員検定会は、本連盟競技者登録を行い競技選手として活動している者を対象に実施することができる。ただし、同好会所属の本連盟会員登録者は、都道府県単位の加盟団体が主管する検定会を受検するものとする。

(検定基準・実施要領)

第20条 スキー準指導員検定は、スキーの実技、理論について実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。

(受検資格)

第21条 スキー準指導員検定受検者は、受検年度の本連盟登録会員で、次に掲げる各号に該当しなければならない。ただし、受検年度は本連盟年度とする。

(1) 受検する年度の4月1日現在、18歳以上の者

この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。

(2) 前年度までに、級別テスト1級(プライズテストを含む。)を取得した者

(3) 加盟団体が主催する養成講習を検定会までに修了し、養成講習修了報告書によって証明された者

2 前項第3号の養成講習については、基礎理論15時間、指導実習6時間とし、修了した養成講習の有効期間は2か年とする。実技実習は22時間とし、有効期間は受講年度のみとする。

3 前項に定める養成講習の内容は、別に定める。

(受検手続)

第22条 スキー準指導員検定を他の加盟団体に委託したときは、委託した加盟団体は、委託先の加盟団体に、所属会員の受検の受け入れを依頼し、あらかじめ承諾を得ておくものとする。

(合格者の手続)

第23条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果の報告)

第24条 主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団体長に報告する。

2 主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。

(特別推薦による合格)

第 25 条 日本プロスキー教師協会（S I A）のアルペンスキー・ステージⅢとして5年以上連続して常勤した者は、本連盟会員登録後、加盟団体長の推薦により特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て手続後、スキー準指導員の資格を取得することができる。なお、特別推薦書の提出期限は3月末日までとし、既得資格のライセンス証（写）、当該年度の会員登録証明書類を添付し提出する。

（規程の改廃）

第 26 条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和 58 年 8 月	改訂
昭和 59 年 5 月	改訂
昭和 61 年 5 月	改訂
昭和 62 年 9 月	改訂
平成元年 6 月	改訂
平成 2 年 1 月	改訂
平成 4 年 10 月	改正
平成 5 年 6 月 26 日	改正
平成 6 年 10 月 3 日	改正
平成 7 年 10 月 13 日	改正
平成 10 年 10 月 5 日	改正
平成 11 年 10 月 18 日	改正
平成 12 年 9 月 20 日	改正
平成 12 年 10 月 26 日	改正
平成 13 年 9 月 28 日	改正
平成 14 年 11 月 5 日	改正
平成 15 年 6 月 27 日	改正
平成 16 年 6 月 25 日	改正
平成 18 年 6 月 15 日	改正
平成 18 年 11 月 1 日	改正
平成 21 年 9 月 18 日	改正
平成 22 年 8 月 31 日	改正
平成 23 年 9 月 20 日	改正
平成 25 年 8 月 9 日	改正
平成 26 年 7 月 15 日	改正
平成 29 年 7 月 15 日	改正
令和 2 年 11 月 6 日	改正